

「児童生徒対応・指導に係る校内ルール」について

県立神戸聴覚特別支援学校

1 児童生徒との携帯電話またはメール・SNSの使用について

- (1) 児童生徒への個別連絡は、原則、保護者や家族を介して連絡を行う。やむを得ず児童生徒に直接連絡する場合は、携帯電話やメール・SNSではなく、家庭用の電話やFAX、保護者へのメールを利用する。
- (2) 特定の児童生徒と携帯電話やメール、SNSを通じて私的なやり取りは行わない。
- (3) 教育活動上やむを得ず、携帯電話やメール、SNSを通じて児童生徒と個別に直接的なやり取りを行う必要がある場合には、事前に管理職に許可を得るとともに、電話、FAX、メール等を通じて保護者の承諾を得る。その際、複数の教職員で情報を共有した上で対応する。

2 児童生徒への指導や面談、相談等の実施方法について

- (1) 携帯電話やメール・SNSは使用しない。
- (2) 校内または保護者在宅の児童生徒宅で実施する。
- (3) 校外で行う場合には、事前に管理職の許可を得る。
- (4) 複数の教職員により組織的に対応する。やむを得ず1対1で面談等を実施することになった場合は、部屋の窓や扉を開ける等密室状態にならないように配慮する。お互いに心理的な圧力がかからない適正な距離を保つこと。他人の目につかない場所で2人だけにならないこと。

3 教職員の自家用車への児童生徒の乗車について

- (1) 原則として、教育活動中、児童生徒を教職員の自家用車には乗せない。
- (2) 病院への緊急搬送等やむを得ず児童生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得る。

(附則) 令和4年4月1日より実施